

自動継続変動金利定期預金規定（自由プラン）

〈自動継続型〉

1.（預入れ金額）

自動継続変動金利定期預金“自由プラン”（以下「この預金」といいます。）の預入れは1,000円以上1,000万円未満とします。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続変動金利定期預金“自由プラン”に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応答日に変更します。変更後の利率は、変更日における当金庫所定の利率とします。

ただし、変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前2.（2）の利率、変更後の預金については前3の利率）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法で、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期時に元金に組入れて継続する方法により支払います。なお、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定2.（1）により満期日前に解約する場合、および共通規定2により解約する場合には、この預金を預入日（継続したときはその継続日）から1か月後の応答日から満期日までの間に、この預金の一部または全部について解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算した金額を、この預金とともに支払います。

① 6か月未満……………解約日における普通預金利率

② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上